

DXハイスクール事業における 高大連携について

令和5年度 大学・高専機能強化支援事業 機能強化会議
令和6年2月7日（水）

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当） 田中 義恭

現状・課題

大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、その政策効果を最大限発揮するためにも、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化が必要

事業内容

情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した文理横断的・探究的な学びを強化する学校などに対して、そのために必要な環境整備の経費を支援する

●支援対象：公立・私立の高等学校等

●補助上限額：1,000万円/校（1,000校程度）

●補助率：定額補助

○求める具体の取組例

- ・情報Ⅱや数学Ⅱ・B、数学Ⅲ・C等の履修推進（遠隔授業の活用を含む）
- ・情報・数学等を重視した学科への転換、コースの設置（文理横断的な学びに重点的に取り組む新しい普通科への学科転換、コースの設置等）
- ・デジタルを活用した文理横断的・探究的な学びの実施
- ・デジタルものづくりなど、生徒の興味関心を高めるデジタル課外活動の促進
- ・高大接続の強化や多面的な高校入試の実施
- ・地方の小規模校において従来開設されていない理数系科目（数学Ⅲ等）の遠隔授業による実施
- ・専門高校において、大学等と連携したより高度な専門教科指導の実施、実践的な学びを評価する総合選抜の実施等の高大接続の強化

○支援対象例

ICT機器整備（ハイスペックPC、3Dプリンタ、動画・画像生成ソフト等）、遠隔授業用を含む通信機器整備、理数教育設備整備、専門高校の高度な実習設備整備、専門人材派遣等業務委託費 等

デジタル等成長分野の学部・学科への進学者の増

成長分野の担い手増加



- ・大学段階における理工系学部・学科の増
- ・自然科学(理系)分野の学生割合5割目標
- ・デジタル人材の増

【事業スキーム】

文部科学省

補助

学校設置者

（担当：初等中等教育局参事官付（高等学校担当））

申請要件

以下の必須要件を満たした学校が本事業の補助対象（1－1、1－2のいずれかひとつ及び2を満たすことが必要）。また、必須要件の他に加算項目を定める。※特別支援学校高等部は2のみ満たすことで申請可

<必須要件>

1. 情報Ⅱ等の教科・科目の開設等

- 1－1 情報Ⅱ等※を令和6年度においてすでに開設していること（情報Ⅱに相当する内容を含む大学等の科目を履修することを含む。）（他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む）。また、遅くとも令和8年度までに受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと。
- 1－2 情報Ⅱ等の開設等に向けた具体的な検討を遅くとも令和6年度中に開始し、必要な準備を進めること。
その際、遅くとも令和8年度までに開設等するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと。

※情報Ⅱ等

・情報Ⅱ

・数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目及び総合的な探究の時間

・情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目

2. デジタル環境の整備と教育内容の充実

デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること

<加算項目>

3. 理数系科目の充実
4. 情報・理数系学科・コースの充実
5. 文理横断的な新しい普通科の設置
6. 特別支援学校の学びの充実
7. 多面的な入試の実施
- 等

採択方法

①都道府県基礎枠

都道府県ごとに学校数、公私比率を踏まえた公立学校分、私立学校分の基礎枠を設ける。文部科学省は交付申請書等を確認の上、各都道府県の基礎枠の範囲で採択基準に基づく得点上位の学校から順に採択校として決定する。

②全国枠

文部科学省は申請書を確認の上、申請要件を満たす学校のうち都道府県基礎枠の学校数を超える学校について、採択基準に基づく得点上位の学校から順に予算の範囲内で採択校として決定する。

補助対象経費

設備備品費及び関連経費
委託費
雑役務費
消耗品費

人件費（教職員に関するものは除く）
諸謝金
旅費
借損料

印刷製本費
会議費
通信運搬費
保険料

などの取組に必要な経費

その他留意点

- ・本事業は令和5年度補正予算であるが、令和6年度へ本省繰越をして執行するものである。（交付決定は4月見込み）
- ・交付決定前に着手した場合は、補助対象外となる。

大学等との連携

1. 情報Ⅱ等の教科・科目の開設等

- 1－1 情報Ⅱ等※を令和6年度においてすでに開設していること（情報Ⅱに相当する内容を含む大学等の科目を履修することを含む。）（他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む）。また、遅くとも令和8年度までに受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと。

<加点点目>

- （エ）情報Ⅱ等の充実のため、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）等を活用することなどにより教師向け研修を実施すること
- （オ）情報Ⅱ等の充実のため、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）等を活用した授業を実施すること

- 1－2 情報Ⅱ等の開設等に向けた具体的な検討を遅くとも令和6年度中に開始し、必要な準備を進めること。
その際、遅くとも令和8年度までに開設等するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを目指すこと。

<加点点目>

- （イ）情報Ⅱ等の開設に向けて、外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）等を活用するなどにより教師向け研修を実施すること
- （ウ）情報Ⅱ等の開設に向けて、既存授業において外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）等を活用した発展的な内容の授業を実施すること

2. デジタル環境の整備と教育内容の充実

デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること。

<加点点目>

- （イ）研究開発法人・大学・高等専門学校や民間企業等との連携により、研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等の高度な外部人材・外部コンテンツの活用等を図ること

大学等との連携

<加算項目>

3. 理数系科目の充実

4. 情報・理数系学科・コースの充実

5. 文理横断的な新しい普通科の設置

5-1 高等学校設置基準第6条第1項に定める「その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」（新しい普通科）を令和6年度においてすでに設置し、当該高校の目指す特色・魅力ある学びの充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの充実のため、デジタルや外部専門人材（研究機関・企業の専門人材、大学・高等専門学校の教員、博士人材等）等を活用した授業を実施していること

6. 特別支援学校の学びの充実

7. 多面的な入試の実施

等



○ DXハイスクール事業に、大学の教員、ポスドク、博士人材、大学院生等の皆様に関わっていただくことは、高校生たちの学びの質の向上に重要な役割を果たします（授業や課外活動の質の向上・機会の増加、教員の研修の充実等）。

○ また、大学教育段階で、デジタル・理数分野への学部転換の取組が進む中、高校生が専門家の授業を聞く機会を得たり、専門家と一緒に学びを深めたりすることは、高校生の進路選択にも関わります。